

第28回

読谷村農業委員会会議録

第 28 回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和4年 12月 28日（月）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者6名 欠席者4名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	欠
3番	上地 和豊	欠	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	欠
5番	比嘉 健二	欠	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者7名 欠席者1名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		欠	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員		2番 屋宜 清 8番 知花 毅			
事務局職員		局長 新垣 功 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程 1	会長諸般の報告
日程 2	会議録署名委員の指名について
日程 3	会期の決定について
日程 4	報告第 12 号 農地転用許可指令の接受について
日程 5	議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程 6	議案第 55 号 非農地証明願いについて
日程 7	議案第 56 号 農用地利用集積計画 (案) に係る意見決定について

議長

これより第28回読谷村農業委員会総会を始めます。

- 日程1 会長諸般の報告について —
- 日程2 会議録署名委員の指名について —
- 日程3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定しました。

次に日程4の報告第12号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第12号 農地転用許可指令の接受について。

議長

事務局より報告がありましたけれども、これは報告ですので、質疑がなければ進行したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

次に日程5の議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書4ページをお開きください。

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては写真を掲載しておりますので、本日の現地調査を省略して、質疑、採決を行ってまいります。

では、これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員(4番)

4番、與久田です。写真1ページを御覧ください。この土地は特に問題はないのですが、許可基準適合表で×がついていますので、不許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した委員のほうは許可基準適合表をクリアすれば問題はないということですけれども、不許可相当の御意見であります。これに関してほかの委員からの御意見等がありましたら、どうぞ。

委員（８番）

８番、知花です。この１番の問題については電話で事務局とやり取りはしたが、道路位置指定は建築基準法の42条第１項第５号で規定されている道路だが、認定してもらう場合は特定行政庁に申請を出す必要があるが、特定行政庁は人口５万人以上の市町村に置くことができる」とされている。読谷村は建築基準監督員を置いておらず、実際、特定行政庁ではないわけです。そのために沖縄県の道路位置指定基準と事務取扱要領に基づいて、読谷村の場合は中部土木事務所に提出、審査されて、工事を実施し、この工事の完成を見て、道路位置指定の番号が付与されるという一連の流れだが、この場所は提出されていないということだが、今の事務取扱として、そういうふうに特定行政庁でない市町村については、申請人からとりあえず調整し、進達をするという機関委任事務という捉え方で指導されているのかどうか、確認したい。特に出す必要はないのはいいか、沖縄県と村の関係で、県の土木事務所に進達というふうな形の事務手続内容になっているのかどうか。

事務局

都市計画課に確認しました。もちろん許可権者は沖縄県になります。道路位置指定の申請については、一旦、都市計画課のほうで都市計画法上、その他、各法令に基づいて適正かどうかというのを、道路位置指定の申請書を都市計画課の窓口に出してもらうということです。そこで都市計画課で排水の問題や、関係権利者の同意が得られているのか等を精査します。今回里道がありますので、里道の管理者としては土木建設課になりますので、そこからも許可を得ているか等の確認をするということです。そこで問題がなければ、都市計画法上、問題ないですよということで意見を付して、県のほうに進達書を業者が県に提出するという形になっているそうです。委任事務上です。今協議の段階であって、構造的に問題があるため、今はまだ見込みがないということです。

委員（８番）

実際に申請者からは調整しているのか。

事務局	今は提出だけを行っている。先週確認した際には提出されていなかった。提出はされたが、内容はまだ確認はしていない状態。
委員（８番）	はい、分かりました。
議長	ほかに何か御質疑の方はいますか。 （「進行」の声あり）
議長	進行の声です。 質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号１番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号１番は不許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号２番について。
委員（４番）	同じく４番與久田です。写真の５条２番のほうを御覧ください。周辺は住宅街となっており、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。
議長	委員のほうからは許可基準適合表もクリアして、何ら問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかの委員から御質疑等がありましたらどうぞ。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので、進行します。 質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号２番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で進達することに決定しました。
	次に受付番号３番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。
棚原推進委員	棚原です。周辺は住宅地として利用され、簡易宿舎を建築する計画であります。適合表もクリアしているので、許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した棚原推進委員のほうからは許可基準適合表もクリアして何ら問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかに御意見等ありましたらお願いします。 （「進行」の声あり）
議長	進行します。 質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号３番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号３番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号４番について、現地を確認した委員お願いします。
知花推進委員	知花 勝です。写真番号は３番です。今回３ページの中で２つ矢印はされているけど、４番と５番が同時にされていて、左上のほうは４番です。下のほうが５番です。ここは西部土地改良区の中で住宅地域として整備されたところですので問題ございません。
議長	知花推進委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等ありましたらお願いしたいと思います。 （「進行」の声あり）

議長

進行の声です。

質疑を終結して、これより採決を行います。まず受付番号4番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号5番について、現地を確認した委員をお願いします。

知花推進委員

知花 勝です。先ほどの地図の下のほうです。これも先ほどの4番と同様に西部土地改良区の中ででき上がった一般住宅用として許可されたものですので、何ら問題ございません。以上です。

議長

知花推進委員からは何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。ほかの委員から何かありましたらどうぞ。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声です。

質疑を終結して、これより採決を行います。まず受付番号5番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号6番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

知花推進委員

知花です。地図は4ページ、県営波平団地の近くですが、この意見書にも記載されているとおり、この周辺も墓地として利用されているところですので、何ら問題ございません。以上です。

議長	現地を確認した知花推進委員のほうからは何ら問題なく許可相当の御意見であります。ほかの委員からこの件に関してありましたらどうぞ。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声ですので、進行します。 質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号6番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号6番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号7番について、現地を確認した委員、どうぞ。
知花推進委員	これは駐車場ですが、場所的には地図の5ページ、丸大の近くです。この件に関しては基準適格表の中では都市計画課への提出等が調査時点ではできていません。不許可という形に処理していただきたいと思います。以上です。
議長	現地を確認した知花推進委員のほうからは今のところ許可基準適合表で都市計画課との調整ができていないということで、不許可相当の御意見であります。ほかの委員から何かありましたらどうぞ。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声ですので、進行したいと思います。 質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号7番は御意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号7番は不許可相当で進達することに決定しました。 次に日程6の議案第55号 非農地証明願いについてを議題としま

す。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書 6 ページをお開きください。

議案第55号 非農地証明願いについて。

議長

ただいま議案第55号 非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましても、写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略して、質疑、採決を行ってまいります。

まず受付番号 1 番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

比嘉光雄
推進委員

航空写真の 6 ページをお開きください。座喜味城跡の南側のほうでございます。申請地は高木が生い茂り、農地としても20年以上も利用されていないことから、非農地で何ら問題はないと思っております。証明相当でお願いしたいと思います。

議長

現地を確認した比嘉光雄推進委員のほうからは証明相当の御意見であります。ほかの委員から何かありましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので、進行したいと思います。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号 1 番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 1 番は証明相当と決定しました。

次に受付番号 2 番について、申請地は楚辺ですが、現地を確認した委員のほうからどうぞ。

比嘉光雄
推進委員

航空写真の 7 ページをお開きください。そこも同じく申請地は農地として20年以上も利用されてなく、非農地で何ら問題はないと思

います。場所のほうは右側のほうはアメリカン住宅です。ポルシェのほうへ下りて行くところです。面積も小さく、証明相当でいいと思います。以上です。

議長

現地を確認した比嘉光雄推進委員のほうからは証明相当の御意見であります。ほかに御意見等ございましたらどうぞ。

（「進行」の声あり）

議長

進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番については御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は証明相当と決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員（1番）

1番 伊波です。航空写真の8ページをお開きください。この土地は比謝団地の南側にある、墓も多い土地です。高木が生い茂っており、農地としても20年以上利用されていないことから非農地で問題ないと思います。証明相当でお願いします。

議長

現地を確認した伊波委員のほうからは農地として20年以上も利用されていないということから非農地として証明相当の御意見であります。ほかに何かありましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしとの声ですので、進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号3番については御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は証明相当と決定しました。
次に受付番号4番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

知花推進委員

地図の4ページです。写真の右下のほうに写っていますプラカードが立っていて、これを御覧になりながら聞いていただきたいと思います。申請地は農用地内の墓地地域であります。高志保の陀良原から、その周辺は墓地が多いが、まだ農地として利用できるのではないかということから、非農用地には該当しないと思う。ただし、読谷村の墓を造れる場所というのは特定されていますよね。そのエリアの中であれば将来的には、この周辺は少しずつ墓地に切り替わっている場所でもある。そこを勘案すると将来的には墓地利用されるのではないか、業者が動いているのかなというふうに思っています。関心を寄せながら、土地利用に関しては農業委員としても注視していったほうがいいのではないかと思います。以上です。

議長

現地を確認した知花推進委員のほうからは、御意見の書いてあるとおり農地として利用できる状態にあることから、非農地には該当しないのではないかということで証明不可との御意見であります。ほかに委員から御質疑等がありましたらどうぞ。

議長

休憩します。

— 休憩 —

議長

再開します。
先ほど委員のほうから証明不可ということの御意見ですがけれども、ほかになれば進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声です。
質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号4番につい

	ては御意見のとおり証明不可で決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号4番は証明不可と決定しました。 非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。 次に日程7の議案第56号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書11ページをお開きください。 議案第56号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。
委員(8番)	この借り手の人の名前が外国人のような名前だが、借り手とかそういう要件として、読谷村へ納税義務を果たしている人とか、そういうふうなものが加味されているのか。外国人でも誰でも農地を借りられるのか。判断はどんな判断でしているのか。
委員(2番)	屋宜です。うちの地元で私が紹介した、名前はこれを見たらちょっと読みにくいけど、私たちはジョンさんで通っています。住所も古堅にある。
委員(8番)	国籍は。
委員(2番)	国籍はギリシャです。
委員(8番)	お幾つぐらいの人ですか。

事務局	1968年生まれです。
知花推進委員	在村任歴は何年か。
事務局	在村歴は不明ですが永住者となっはいます。資格的には。
委員（8番）	実績もあり、地元からの信頼もある方なら問題ない。
委員（2番）	有機栽培を行っており、ウサギ等の糞から堆肥で肥料を作ったりして、完全無農薬で耕作をしている、外国の方だから基地の中で販売している、基地のマーケットかな。
委員（8番）	外国人登録されている方ですか。屋宜委員から地域との関わりとか、これまでの実績も聞いて分かるんだけど、その人は何者と言ったときにわからない。
委員（6番）	私も実は宇座の住民で外国の方から相談を受けている最中ず。同じようにそこに住んで長いことは長いが、実際その規定が分からない。どう説明していいか。人間という扱いをすればナイチャーも一緒ずし、離島の方も一緒ず。国外の方でも一緒なのか。日本語は片言でしかしゃべれない。外国では広大な農地があって、どこで何をやってもいいみたいな感覚。畜産をしたいと、網で囲って放牧みたいになりたい、無農薬の野菜も作りたい。言っていることは理解できるが、現場に来るとやってはいけないこと、できることがあるから私としてはどう説明をしていいのか、規定はあるのか、何があってできるのか説明がむずかしい。
事務局	この辺はまた中間管理機構とも私はいつも相談をするようにしていますので、何かあれば相談に来てくれれば、管理機構の担当もいますので、そこを通して中部地区の担当、あるいは県のほうとか確認していきますので、それをお願いいたします。今回の件もそういったところも確認しながら、実績もあるよというところと、それで今回中間管理機構を通してということで、今進めていますので、今後も何かありましたら連絡ください。それで確認しながら進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長	これは借り手が外国人の名前が出ているのは、今回初めて。ほかに聞いたことないよね。
	ほかに何か御質疑ないでしょうか。
知花推進委員	外人であっても、住民票とか税金を納めたりしているのであれば、それはいい。日本人も同じだが、こういうふうに外から入ってくる人たちについての一定程度の基準そのものを事務局のほうで調べていただいて、混乱しないような形でしていただいたほうがいいのではないかと思います。特に金余りの中国とか、ヨーロッパとか、我々が耕作する農用地がなくなってしまうようなことになると困る。大げさな話かも知れないが、そういうふうな形にもなりかねないかもしれないので。
委員（８番）	この人はギリシャ系のアメリカ人で軍籍を離脱してシベリアなのか。いや、ちゃんともう自分は軍を退役して民間のシベリア人として活動している人なのか、逆にまだ軍籍を持っている人なのかとか、ここら辺の身分というものはちゃんと調べないと。実績があつて、隣近所とも一緒にやっているというのは分かる。さっき言ったようにちゃんと外国人登録もしていれば、地元に対して納税義務も果たしていますよと、権利もありますよということだったら理解もできるが、何者かがよく分からない。条件が合えば特段問題ないと思うけど、入り口の問題だと思うが、そういう前例がないから。
議長	ほかになれば進行してよろしいですか。
	（「はい」の声あり）
議長	質疑を終結して、これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第56号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第56号は原案どおり決定されました。 これで日程１から日程９まで全て審議を終了しました。決議事項

における議事整理については会長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、決議事項における議事整理については会長に一任されました。

委員の皆さんの御協力の下、第28回読谷村農業委員会総会が滞りなく終了しましたので、厚く御礼を申し上げます。なお、各委員の皆さんには今後もコロナの感染症対策を行いながら、よい年末年始を迎えてください。それでは一旦、総会は閉会します。